

令和3年度

行政懇談会における質問等の対応状況調査票(第1回)

北 玉 区

北玉区行政懇談会

令和4年8月1日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
6-1	謝苜中央線吉原957番地周辺において、以前、駐車禁止標示を貼ってもらったところがはがれているので、再度やってほしい。（北玉資料2参照）	謝苜中央線の当該区間は道幅が狭く、路上駐車防止が必要と考えております。 当該箇所の駐車禁止の路面標示については、道路管理者である土木課や当該施設の管理者である上下水道課と調整してまいります。	令和3年度に新しい駐車禁止標示を設置済みです。	基地・安全対策課
6-2	謝苜中央線吉原945番地高敷地の草が伸びているので、刈り取ってほしい。（北玉資料1参照）	道路区域内の範囲での草木の剪定は可能ですが、基本的には民地内の草木については敷地の所有者または管理者がその管理を行うこととなります。	回答のとおり。	土木課
6-3	道路幅が狭い地域なので、駐車禁止にしてほしい。	路上への駐車禁止については、道路標識の設置の有無にかかわらず、「車庫等の自動車の出入口から3メートル以内の部分」や「路上駐車した際に当該車両のそばの車道に3.5メートル以上の余地がない場所」への駐車禁止されております。 北玉地区の幅員の狭い道路は、道路標識が設置されていなくても、これらの基準により駐車禁止区域に該当するものと考えます。	回答のとおり。	基地・安全対策課
6-4	北玉公園のフェンス側の桜の木の下、アスファルトが敷かれておらず、土嚢を置いている。以前、担当の方を呼び調べてもらい町の土地ということで対応してもらったが、工事をするのかしないのか返答がない。土嚢を退けるとへこみが大きく、公園で遊ぶ子供たちやお年寄りが足を踏み外すと大怪我をする可能性も高くなる。土嚢は、どんどん劣化していくので、早めにアスファルトを敷いて頂きたい。	当該土地につきましては、フェンスの外側にありますが、北玉公園内の植樹帯（芝舗装）として整備された箇所と思われます。アスファルト舗装を施工することによる樹木や植樹帯の影響を考慮しながら検討を行いたいと考えております。	当該箇所の一部について、舗装を行う予定となっております。舗装工事は指定管理者にて行う予定となっております。	土木課
6-5	北玉公園内にネズミのフンが多く、対応をお願いしたが、どうなっているのか返答がない。区民の方が自腹でネズミ捕りを設置してくれたりしたが、中々減っていない。せっかく綺麗な公園で、休日もたくさん小さな子供達が来ているので、不衛生な公園にならないように一日でも早くネズミ対策をお願いしたい。	指定管理者よりネズミ駆除の専門業者へ相談を行った所、公園外から進入している可能性もあり、根本的な駆除は難しいとの回答でありました。公園外から進入する理由として、放置された猫用とみられるエサを食べに来ているのではないかと意見もあることから、公園内の清掃や草刈り、ネズミ捕りの設置を継続し、注意喚起の看板を設置してまいりたいと考えております。（土木課） 保健衛生課としては、ネズミ駆除はペストコントロール協会へ案内しております。また、住居等で発生した場合はネズミが発生しないよう環境整備について指導しております。（保健衛生課）	回答のとおり。（土木課） 北玉公園管理者からの相談を受け、令和2年10月20日付けで現場確認のうえ、ネズミ対策に関する助言・指導等を行っております。（保健衛生課）	土木課・保健衛生課
6-6	C-BUSのバス停に大平を追加できないか。北玉区や謝苜・宇地原から大平バス停にC-BUSで行けるようになれば、62番や63番では行きにくい宜野湾や浦添の330沿い、又は首里等に行きやすくなると思う。	大平への乗降所の設置については、北中城村との調整等が必要となります。現在、沖縄県が主催する中部市町村連携交通会議が開催予定であり、その会議の場で検討事項として提案できればと考えております。また、最終的な決定については、公共交通における専門家や地域の公共交通事業者、住民の代表者で組織する北谷町地域公共交通会議での合意が必要となります。	コミュニティバスの広域連携について、調査・検討中です。	企画財政課

北玉区行政懇談会

令和4年8月1日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
6-7	北玉区の住居表示はいつ実施予定か。また北玉区内の丁目の名称や区割りを教えてほしい。〇〇何丁目とか。	北玉区地域の住居表示実施時期については、まだ決まっていません。現在、住居表示の実施について、令和3年度から令和4年度は、桑江伊平土地区画整理事業地域内の実施が決定しています。また、これまで、桃原区と栄口区の一部について、住居表示の実施を検討してきていますが、町名について住民の皆様の見解がまとまっていないため、進んでいない状況です。令和5年度からは、再度桃原区と栄口区の一部について作業を進める予定ですが、同様の状況が続けば、別の地域（町名の意見がまとまること想定される地域）から実施することも検討したいと考えています。丁目の名称についてもまだ決まっていますが、一定の基準に従って町名案を提案し、住民の皆様の見解を踏まえて決めていくこととなります。区割り（町界）についてもまだ決まっていますが、国の基準において、「町の境界は道路や河川などの地形地物によって定められること」となっており、本町においても区割り（町界）については、町道、県道、国道や河川によって定めることとしています。	回答のとおり	都市計画課
6-8	玉上では普天間基地のオスプレイやヘリコプターの爆音がひどく非常に怖い。普天間基地からも深夜に大きな爆音がしてとてもうるさい。そこで、 1、北谷町が把握している普天間基地から北谷町への騒音被害の近年の推移 2、玉上に騒音測定装置を設置する予定はあるか 3、普天間基地の騒音対策では北谷町はどのように対応しているか。 今後どう対応するかの回答を頂きたい。	1. 現在、町内には町と県の航空機騒音自動測定器が5箇所を設置されており、直近3年間の騒音発生回数（5測定局の総計）については、平成30年度が66、150回、令和元年度が66、702回、令和2年度は67、764回となっております。なお、航空機騒音自動測定器については、騒音を発生させた機体の所属基地を判別することはできません。また、直近3年間の普天間飛行場から発生したと思われる航空機騒音等による苦情件数については、平成30年度は9件、令和元年度は18件、令和2年度は29件となっております。 2. 航空機騒音自動測定器については、場周経路周辺の航空機が多く飛行する町内5箇所を選定し、設置しております。北玉地区には北玉小学校屋上に騒音測定器を設置しているため、玉上地域に航空機騒音自動測定器を新規設置する予定はございません。 3. 住民から寄せられた航空機騒音等に関する苦情については、嘉手納飛行場及び普天間飛行場問わず、本町から沖縄防衛局へ苦情内容を報告した上で、航空機騒音等の軽減について申し入れを行っており、その後、沖縄防衛局を通じて米軍側へ申し入れが行われております。また、米軍機による市街地上空飛行や低空飛行などを確認した際にも、沖縄防衛局に対し、市街地上空飛行や低空飛行を行わないよう米軍へ申し入れるよう要請を行っております。 本町においては、米軍基地から派生する諸問題が住民生活に深刻な影響をもたらしており、特に米軍基地や米軍機から発生する航空機騒音等により、町民は日夜悩まされている状況であります。そのような状況を改善すべく、今後も継続して国や米軍に対し基地負担の軽減を強く求めてまいります。	回答のとおり。 また、令和3年度及び令和4年度には外務省の日米地位協定室長や北米局参事官に対し普天間基地の騒音軽減について申し入れをしています。	基地・安全対策課

北玉区行政懇談会

令和4年8月1日現在

No.	質問等	回答	対応状況	備考
6-9	北玉公園にも、健康器具などを置いてほしい。	公園内の健康遊具につきましては、指定管理者である北谷地域振興センターの自主事業として設置をおこなっております。令和3年度は宇地原公園への設置を予定しておりますので、令和4年度以降に北玉公園へ健康遊具の設置が行えるように協議を進めてまいります。	回答のとおり	土木課
6-10	新川橋の公園通りから伊の波橋までの道路が朝の子どもたちの学校通路となっているが、車の往来が激しく、かなりのスピードで車を飛ばしている。非常に危険であり、子どもと高齢者たちを守るためにも段差のある道路にしてほしい。	通過交通車両の速度制御対策等については、初めに目視等による交通対策を行い、段階的に物理的な対策が必要かを検討する流れになります。	目視による交通対策（スピード落せ等の看板）を検討していきたいと思います。	土木課